

2 建政技号外  
令和2年(2020年)4月17日

建設部現地機関の長 様

技術管理室長

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言を踏まえた施工協議等対面が必要な業務における対応について（通知）

昨日、緊急事態宣言が全国に拡大されたところですが、公共工事や施設の維持管理については、継続が求められているところです。このため、工事及び業務等の継続的な実施と新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、施工協議や成果品の受け渡し等対面が必要な業務においては、下記にご留意いただき、職場環境の整備を行うとともに、適切な対応を行うよう所属職員への周知徹底を図ること、及び施工業者等に対するご指導をお願いします。

記

- 1 可能な限り対面による打ち合わせはさけ、情報共有システムやメールを活用すること。
- 2 対面で打ち合わせを行う場合は、下記に留意すること
  - ・マスクを着用し消毒を行うこと
  - ・約2mの距離の確保や換気のため、打ち合わせテーブルの配置や場所を工夫すること
  - ・可能な限り短時間で行うこと

建設政策課技術管理室

(室長) 青木 謙通 (担当) 玉川 博之

電話 026-235-7312 (直通)

FAX 026-235-7482

E-mail: [gijukan-kijunshido@pref.nagano.lg.jp](mailto:gijukan-kijunshido@pref.nagano.lg.jp)